

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和6年12月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	災害応急作業等手当の支給対象業務, 支給額等を見直すものです。	令和6年 12月議会 議案 第143号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の特殊勤務手当に関するものであり, 実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948-6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	雇用保険法及び刑法の改正に伴い, 所要の規定の整備を図るものです。	令和6年 12月議会 議案 第144号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の退職手当に関するものであり, 実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948-6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市総合計画策定条例の一部を改正する条例	総合計画に総合戦略を統合し, 施策の効果を総合的に検証しながら, 産学官が連携して持続可能なまちづくりを推進するものです。	令和6年 12月議会 議案 第145号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 総合計画の策定に関するものであり, 実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	企画戦略課 089-948-6855
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
4	松山市救護施設, 更生施設, 授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	厚生労働省令の改正に伴い, 救護施設, 更生施設, 授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を改正するものです。	令和6年 12月議会 議案 第146号	パブリック コメント	R6.9.25 ～ R6.10.24	パブリックコメントを実施し, 広く市民の皆様 に意見を聴きました。	生活福祉 総務課 089-948-6061
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

5	松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例	し尿処理手数料の適正化を図るものです。	令和6年 12月議会 議案 第147号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 手数料の徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	環境指導課 089-948-6443
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	松山市生産緑地地区の区域の規模に関する条例	生産緑地地区の区域の規模に関する条件を緩和するものです。	令和6年 12月議会 議案 第148号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 生産緑地地区の区域の規模に関する条件を緩和するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	都市・交通 計画課 089-948-6422
				パブリック コメント 以外の手続	R6.5.13 R6.10.3		

【摘要】

①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆様の意見を

どのように聴いたのか、についてまとめたものです。

②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。

③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。

④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。

⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、

必要な事項を公表する ⇒市民の皆様の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、

という一連の手続をいいます。